

和 指 第 3 9 5 号
令和2年11月18日
(2020)

各介護職員等特定処遇改善加算算定事業者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公印省略)

介護職員等特定処遇改善加算取得に係る介護サービス情報の公表制度の活用について (依頼)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度に介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）を取得している事業所については、特定加算の算定要件として、介護サービス情報の公表制度等を活用し、同加算の取得状況の報告及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を外部に公表することが必須になっています（「見える化要件」）。

当該要件は、「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年3月23日付け厚生労働省告示第95号）及び「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年3月5日付け老発0305第6号厚生労働省老健局長通知）にて規定されているものであり、当該要件を満たさない場合、特定加算の返還が生じる場合があります。

つきましては、和歌山県長寿社会課介護サービス指導室長から令和2年11月12日付け長第11120001号「令和2年度「介護サービス情報の公表」制度の実施について」の依頼を受けられた公表対象事業所におかれましては、期日までに介護サービス情報報告システムへの報告作業を遺漏なきよう実施していただくとともに、当該公表制度の報告の対象となっていない場合（例えば、基準日（令和2年4月1日）前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合）等には、各事業者のホームページへの掲載や事業所・施設の建物で外部から見える場所への掲示による外部への取組内容の公表がされていることを、各自において改めて確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、令和2年11月1日時点で特定加算を算定する事業所を所管する法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所等には、貴職から周知いただきますようお願い申し上げます。

和歌山市 健康局
保険医療部 指導監査課
介護事業所指定班
電話 073-435-1319
FAX 073-435-1320